

受験上の注意

1. 受験できる授業科目は、履修を届け出たものに限る。
2. 指定された試験場に入り、机の上に学生証を監督者に見えるように置くこと。
 - * 学生証裏面に在籍確認シールの貼っていないものは無効とする。
 - * 試験当日学生証を忘れた者は、学生生活課または、たまプラーザ事務課において仮学生証の発行を受け、これを机の上に置かなければならない。
 - * コンピュータ教室で行う試験の場合は、受験者本人が自らログインしなければならない。
3. 試験場への入場は、試験開始後 25 分まで許可する。途中退場は一切認めない。
試験終了後の答案整理中は、その試験場に入ることを禁止する。
4. 試験は、各試験場における責任監督者の下で実施される。
監督者の指示や注意に従わないと不正行為となるので注意すること。
5. 試験場においては、監督者の指示に従って着席すること。
6. 筆記用具および特に使用を許可されたもの以外を机の上に置いてはならない。
筆箱・めがねケースは、荷物の中にしまうこと。
スマートフォン・携帯電話等は、電源を切り荷物の中にしまうこと（時計は、音の出ない時計機能だけのものに限る）。
使用を許可された図書・ノート以外のものを使用すると、不正行為となるので注意すること。
 - * 特に使用許可するものが認められた科目については、試験前に K-SMAPY II にて発表する。
 - * 披見可の場合、特に指示のない限り、次のとおりとする。
 - ① ノート：ノートのコピー・参考文献等のコピーの挿入・貼付けがあってもよい。
 - ② 教科書・参考書：コピーでもよい。
 - ③ 指定六法：特別な指示のない限り以下の 2 冊のみ。
有斐閣版 「ポケット六法」
三省堂版 「デイリー六法」
 - ④ 辞書類：指示がない限り電子辞書は不可。
7. 筆記用具等の貸借・共用は禁止する。
8. 受験した答案は、解答不能の場合でも必ず提出しなければならない。
9. 以下の答案は無効とする。
 - 1) 無記名の答案
 - 2) 答案整理後に提出した答案
 - 3) 不正行為によって作成した答案
10. 試験中不正行為を行った者は、学則第 93 条第 1 号に定める「本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者」として、「試験における不正行為に関する規程」により、懲戒処分を

受ける。

11. 同一授業科目が複数開講されている場合、履修を届出ている曜時のものを開講キャンパスで受講すること。

期間内試験における受験キャンパスはその都度、掲示等で指示するのでそれに従うこと。

12. 病気や交通事故等、別表に示した「やむを得ない理由」で欠席し、追試験を受けようとする者は、所定の「追試験願」を教務課で受取り、必要事項を記入の上、診断書等所定の証明書（コピー不可）とともに、指定された期間中に提出すること。この届のない者、および試験の日時・場所を間違えて受験できなかった者は、追試験を受けることができない。

* 証明書類は、試験日・時にその状態（病気、事故等）であることが明記してあるものに限る。

* 別表

理 由	受験料	証 明 書
病気・怪我	有料	
学校保健安全法施行規則第十八条に定められた感染症による欠席（インフルエンザ等）	無料	医師の診断書(試験当日に通院・療養中であったことを証明するもの)。他は不可。
忌引（両親、兄弟、姉妹、祖父母）	無料	死亡に関する公的証明書(会葬礼状でも可)
就職試験	有料	就職試験受験を証明するもの
災害（台風、水害、火災等）	無料	官公庁による被災証明書
交通関係（事故、遅延）	無料	（自宅からの通常の通学経路における）交通機関が発行した証明書（インターネット上の遅延証明書は不可）
授業実習（介護等体験・教育・神社）	無料	（教職センター、たまプラーザ事務課、神道研修事務課の）証明書
裁判員に選任	無料	呼出状（確認後、返却します。）
単位互換科目との試験日程重複	無料	受入れ大学の試験日程を証明するもの（横浜市内大学間単位互換協定のみ対象）

13. 単位リポートは、指定した日時・場所以外では受付けない。なお、単位リポートを評価方法とする授業科目は、追試験の対象とはならない。

* 単位リポートの題目等は、K-SMAPYⅡに発表する。